

公正証書

とは…?

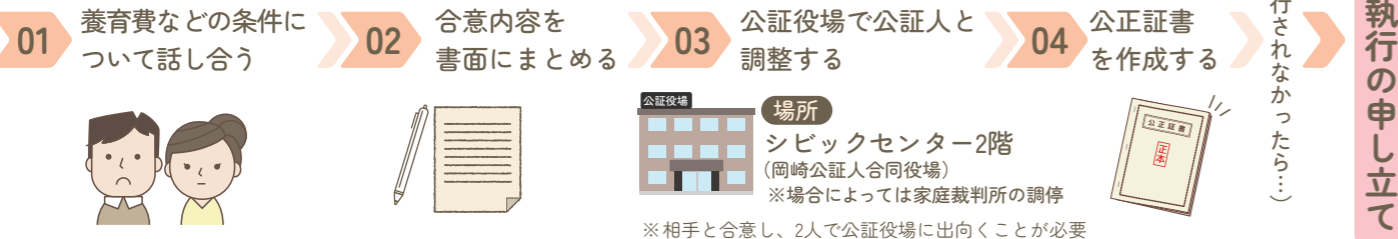
養育費などの取り決めた内容を公的文書として残すものです。

『養育費の金額』『支払期間』『振込先』などが書かれています！

公正証書のメリット

- ①原本が公証役場に保管されるため、紛失、盗難、改ざんの心配なし
- ②取り決めた内容で支払ってもらえなかった場合に、訴訟などの手続きなしで直ちに強制執行の申し立てが可能

公正証書作成の流れ



新制度 令和6年4月から、岡崎市は公正証書作成費などにおける補助金制度を始めます！

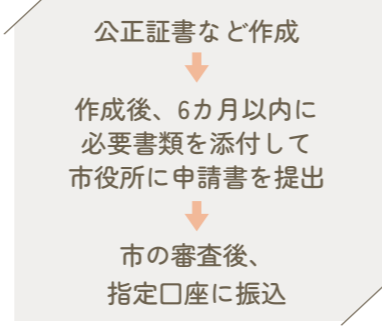
養育費に関する公正証書作成費等補助金制度

対象者 市内在住の20歳未満の子どものを扶養しているひとり親

補助対象 (1)公正証書の作成にかかる経費（公証人手数料、公的資料の取得費など）
(2)家庭裁判所の調停申し立てなどに要する経費（収入印紙代、切手代、公的資料の取得費など）
※令和6年4月1日以降に取り決めに交わした文書が対象

補助金額 上限3万円

詳しくは、子育て支援室（東庁舎1階⑩窓口）へご相談ください。



まずは相談してみましょう 詳しくは、各コードで。

ひとり親家庭相談（予約優先） ☎23♦6769 FAX23♦7279
日時 月～金曜日（祝日は除く）9時30分～17時15分
場所 子育て支援室（東庁舎1階⑩窓口）
内容 母子・父子自立支援員が相談に応じます

法律相談（予約制） ☎23♦6492
日時 月・水・木曜日 13時～16時
場所 防犯交通安全課市民相談係（東庁舎2階）
内容 民事上の法的な相談（養育費や離婚など）について

養育費等相談支援センターによる相談
☎03♦3980♦4108 ☎0120♦965♦419（携帯電話不可）
日時 平日（水曜日は除く）10時～20時／水曜日 12時～22時
土曜・祝日 10時～18時
内容 養育費と親子交流について

ひとり親家庭支援LINE

お友だち登録で最新・お得な情報をお届けしています。

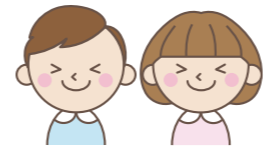
ひとり親家庭のための福祉のしおり

ひとり親に関する各支援や、困った時の相談先がまとまっています。

子どもの未来を守るためにも、ひとりで悩まず積極的に利用しよう！

特集

養育費を通じて守る子どもの未来



岡崎市では、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援するため、令和6年4月から養育費を確保するための公正証書の作成や家庭裁判所の調停申し立てにかかる費用の一部を補助します。

子育て支援室 ☎23♦6769 FAX23♦7279

養育費とは…?

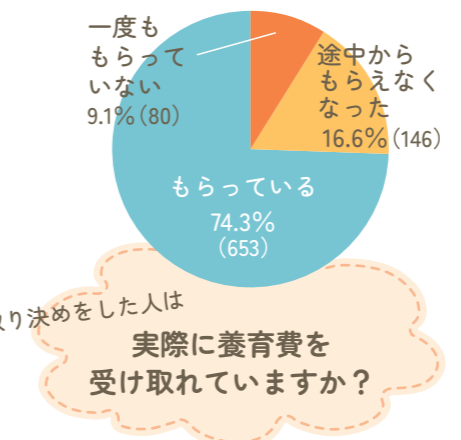
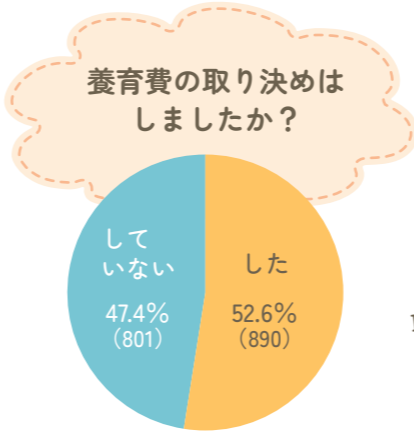
子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な生活費、教育費、医療費などのことを指します。



子どもを育てるのは親の義務です。親は生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を子どもに保障するため、養育費を支払わなければなりません。離婚などで子どもと離れて暮らすことになった親も、子どもの親であることに変わりはなく、子どもの未来を守る責任があります！

岡崎市の養育費確保の現状

市では、令和5年8月に児童扶養手当受給世帯を対象に養育費に関するアンケートを行いました。



約半数のかたが取り決めを行っていません。しかし、取り決めた行った人のうち74.3%の人が、実際に養育費を受け取ることができています。

父母の双方が親として子どもの未来を守るために、養育費の支払いについて、取り決めておくことが大切です！

養育費を確保する一つの方法として

公正証書の作成があります。

（強制執行認諾条項付）

※相手が話し合いに応じてくれない場合は、家庭裁判所の家事調停手続きを利用することができます。

スムーズな養育費確保のために“公正証書”を作成しましょう！詳しくは、左ページで。

